

枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての製造業者等の認定の技術的基準の一部を改正する件（案）新旧対照表

○枠組壁工法構造用たて継ぎ材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成12年6月9日農林水産省告示第817号）

改 正 案	現 行
<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 品質管理施設 次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。</p> <p>(1) 水素イオン濃度測定用具 <u>(接着剤の配合を行う場合に限る。)</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 格付のための施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、次に掲げるすべての機械器具にあつては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、キに掲げる機械器具にあつては煮沸繰返し試験を行わない場合、クに掲げる機械器具にあつては減圧加圧試験を行わない場合を除く。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 丸のこ盤<u>その他の切削装置</u></p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 品質管理を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 (略)</p> <p>2 品質管理責任者 品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において枠組壁工法構造用たて継ぎ材の品質管理に関する課程を修了した者が1人選任されていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>四 格付の組織及び実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 格付の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、イ及びオに掲げる事項については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 格付の実施状況についての内部監査に関する事項</p> <p>ク (略)</p> <p>(2) <u>五の1の(1)から(5)までのいずれかに該当し、認定機関の指定する格付検査担当者技能研修を定期的</u>に受講している者を置かずに、試料の検査を第三者に委託する場合には、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の試料の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、</p>	<p>第一 製造業者又は輸出業者以外の外国製造業者の認定の技術的基準</p> <p>一 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 品質管理施設 次の機械器具を備えている適当な広さの施設であること。</p> <p>(1) 水素イオン濃度測定用具</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4 格付のための施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次に掲げる機械器具を備えていること。ただし、<u>これらの</u>機械器具にあつては格付のための試料の検査を自ら行わない場合、キに掲げる機械器具にあつては煮沸繰返し試験を行わない場合、クに掲げる機械器具にあつては減圧加圧試験を行わない場合を除く。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 丸のこ盤</p> <p>キ～ケ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 品質管理を担当する者の資格及び人数</p> <p>1 (略)</p> <p>2 品質管理責任者 品質管理責任者として、品質管理担当者の中から、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において枠組壁工法構造用たて継ぎ材の品質管理に関する課程を修了した<u>もの</u>が1人選任されていること。</p> <p>3 (略)</p> <p>四 格付の組織及び実施方法</p> <p>1 (略)</p> <p>2 格付の実施方法</p> <p>(1) 次に掲げる事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。ただし、イ、<u>オ及びキ</u>に掲げる事項については、格付のための試料の検査を自ら行わない場合を除く。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 格付の実施状況についての内部監査に関する事項</p> <p>ク (略)</p> <p>(2) <u>五の1に規定する格付検査担当者の資格を有する者を置かずに</u>、試料の検査を第三者に委託する場合には、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の試料の検査を適正に行い得る機械器具及び人員を備える者（役員、構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすお</p>

構成員又は職員の構成が試料の検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものに限る。)と委託契約を締結し、格付のための試料の検査を行わせ、かつ、当該試料の検査の結果に基づき格付を行うこと。

(3) (略)

五 (略)

第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

一・二 (略)

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者

品質管理担当者として、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者が工場等に2人以上置かれていること。この場合において、品質管理担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

2 品質管理責任者

品質管理責任者として、枠組壁工法構造用たて継ぎ材の製造又は試験研究に1年以上従事した経験を有する者であって、かつ、講習会において枠組壁工法構造用たて継ぎ材の品質管理に関する課程を修了したものが販売業者等に1人以上置かれていること。

3 製品の材面の品質検査担当者

製品の材面の品質検査担当者として、第一の三の3の(1)及び(2)のいずれにも適合する者が工場等に2人以上置かれていること。この場合において、製品の材面の品質検査担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

四 (略)

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付検査担当者

格付検査担当者として、第一の五の1の(1)から(5)までのいずれかに該当し、認定機関の指定する格付検査担当者技能研修を定期的に受講している者が販売業者等に1人以上置かれていること。

2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者の中から、講習会において枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付に関する課程を修了したものが1人選任されていること。ただし、格付責任者は、三の2に規定する品質管理責任者以外の者でなければならない。また、工場等において格付の一部(試料の抽出等)を行う必要があると認められるときは、工場等に格付責任者を補佐する者として、第一の三の3の(1)及び(2)のいずれにも適合する者であって、講習会において枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付に関する課程を修了したものを1人以上置くこと。

3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、第一の三の3の(1)及び(2)のいずれにも適合する者であって、講習会において枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付に関する課程を修了したものが販売業者等に1人以上置かれていること。ただし、工場等において格付の一部(試料の抽出等)を行う必要があると認められるときは、工場等に格付担当者を補佐する者として、第一の三の3の(1)及び(2)のい

それがなくものに限る。)と委託契約を締結し、格付のための試料の検査を行わせ、かつ、当該試料の検査の結果に基づき格付を行うことを規定していること。

(3) (略)

五 (略)

第二 販売業者、輸入業者又は輸出業者の認定の技術的基準

一・二 (略)

三 品質管理を担当する者の資格及び人数

1 品質管理担当者

品質管理担当者として、第一の三の1に規定する資格を有する者が工場等に2人以上置かれていること。なお、品質管理担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

2 品質管理責任者

品質管理責任者として、第一の三の1に規定する資格を有する者であって、かつ、講習会において枠組壁工法構造用たて継ぎ材の品質管理に関する課程を修了したものが販売業者等に1人以上置かれていること。

3 製品の材面の品質検査担当者

製品の材面の品質検査担当者として、第一の三の3に規定する資格を有する者が工場等に2人以上置かれていること。なお、製品の材面の品質検査担当者は、工場等の従業員から指名することができるものとする。

四 (略)

五 格付を担当する者の資格及び人数

1 格付検査担当者

格付検査担当者として、第一の五の1に規定する資格を有する者が販売業者等に1人以上置かれていること。

2 格付責任者

格付責任者として、格付検査担当者の中から、講習会において枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付に関する課程を修了したものが1人選任されていること。ただし、格付責任者は、三の2に規定する品質管理責任者以外の者でなければならない。

3 格付担当者

格付のための試料の検査を自ら行わない場合にあつては、格付検査担当者及び格付責任者に代えて、格付担当者として、第一の五の3に規定する資格を有する者が販売業者等に1人以上置かれていること。ただし、工場等において格付のための試料の検査の一部(試料の抽出等)を行う場合等必要があると認められるときは、工場等に格付担当者を補佐する者として、第一の五の3に規定する資格を有する者を1人以上置くこと。

れにも適合する者であって、講習会において枠組壁工法構造用たて継ぎ材の格付に関する課程を修了したものを1人以上置くこと。